

経 済 産 業 省

20191113 保局第 1 号

令和元年 11 月 25 日

有害鳥獣捕獲等に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明



下記のとおり「有害鳥獣捕獲等に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について」を制定する。

記

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 22 条について、次のとおり解する。

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第 8 項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて、装薬銃を使用するものは、許可の有効期間（法人である場合にあつては従事者証に記載されている有効期間）満了の際、なお火薬類の残量があるときは、その満了の日から 3 月以内にその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。
- 2 鳥獣保護管理法第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する同法第 14 条の 2 第 8 項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同法第 9 条第 1 項の規定による都道府県知

事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者)であって、装薬銃を使用するものは、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間(法人である場合にあっては、従事者証に記載されている実施期間)満了の際、なお火薬類の残量があるときは、その満了の日から3月以内にその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

附則

1. 本内規は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第二十六号)第11条の施行の日から施行する。
2. 平成18年5月15日付け有害鳥獣捕獲に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)平成18・05・10原院第3号は廃止する。